

平成二十年四月二十一日提出  
質問第三一五号

我が国が行ったイラク復興支援事業に対する外務省の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

315

我が国が行ったイラク復興支援事業に対する外務省の認識等に関する質問主意書

一 二〇〇三年七月にイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法、いわゆる「イラク特措法」が成立し、同年十二月より我が国の自衛隊がイラク南部のムサンナ州サマワに派遣されたが、「イラク特措法」が成立してから二〇〇八年度までの、我が国の対イラクODA（以下、「対イラクODA」という。）について、有償資金協力、無償資金協力それぞれの金額、内容等、詳細に説明されたい。

二 政府、特に外務省は、「対イラクODA」をどの様に評価しているか。

三 本年三月十九日付と同年四月十九日付の朝日新聞には、「対イラクODA」で行われた事業には杜撰なものが多いことを指摘する記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されている。「朝日記事」によると、ムサンナ州サマワの北東にあるクワシ地区の道路の改修工事（以下、「改修工事」という。）は外務省サマワ連絡事務所（以下、「連絡事務所」という。）が発注したとのことだが、「改修工事」の入札はどの様に行われたのか説明されたい。

四 「改修工事」に、駐イラク日本国大使館（以下、「大使館」という。）はどの様な関与をしたのか説明

されたい。

五 「連絡事務所」はじめ「大使館」には、道路工事にかかる技術者等の専門家はいるか。

六 五で、いないのなら、「連絡事務所」が「改修工事」を入札に付し、発注したのはなぜか。

七 「朝日記事」では、「改修工事」により造られた道路のわきには大きな穴が空き、「改修工事」は手抜き工事であったことが指摘されているが、右はいわゆる道路工事の素人である「連絡事務所」が「改修工事」を発注したことが原因であり、その結果税金が無駄に使われたことにつながっているのではないか。

八 「改修工事」の他に「朝日記事」では、サマワ南部のアトシャー地区に建てられた貯水タンクについては、請負業者が作ったコンクリートの土台に最初の注水でヒビが入り、現在は使われていない、更には、サマワ・オリンピックスタジアム修復工事についても、日本側の指示通りの観客席が作られておらず、ベンチが崩れている等、「対イラクODA」の失敗、杜撰な事例が列挙されている。これらの失敗例は、主に日本側、特に外務省の監督体制の不備によるものと思料するが、外務省はこれら「朝日記事」で指摘されている事業に対してどの様に関わってきたのか説明されたい。

九 八で挙げた事業例のうち、「改修工事」について、「朝日記事」によると、外務省国際協力局無償資

金・技術協力課の担当者は「州道路局は『道路の維持管理は自分たちの責任。施工に問題はない』と言っている」と語ったと、更には、「改修工事」もその一つに含まれる、合計約三十五億円に上るムサンナ州で実施された草の根・人間の安全保障無償資金協力について、「事業の発注者は道路なら州道路局。彼らがどのような品質管理をしているかは承知していないが、日本から援助を受けた工事は適正に実施されたという報告は来ている」と述べたと書かれているが、右の外務省国際協力局無償資金・技術協力課の担当者コメントは、「対イラクODA」のそれぞれの事業が手抜きなくきちんと実行されているか、また、それによって造られた道路等の施設のアフターケアがきちんとなされているか等については、あくまで現地当局の責任であり、外務省にはそれぞれを監督する責務はないということを表しているものと理解して良いか。確認を求める。

十 「朝日記事」によると、「対イラクODA」の最大の障害となっているのはイラク政府高官に広がる腐敗と汚職であり、イラク国家腐敗追放委員会のラディ・ハムザ委員長は二〇〇四年六月以降、イラクにおいて二百四十一件の有罪判決が出され、汚職によってもたらされた損害は百八十億ドルに上ると米議会委員会で証言したとのことであるが、「対イラクODA」について、腐敗、汚職による損失を防ぐべく、外

務省としてどのような措置をとってきたのか説明されたい。

十一 「対イラクODA」について、これまで腐敗、汚職が報告された事例はあるか。

十二 「対イラクODA」に対する外務省の関与は適切であったか。

十三 九で挙げた「対イラクODA」に対する外務省の認識は適切か。

右質問する。